

(注) 社債券の不発行制度は、①社債の発行ごとに、社債券を不発行とすることを定めることができること、②社債の譲渡・質入れは、意思表示のみでその効力を生ずること、③社債の移転・質入れは、名義書換をしなければ、発行会社その他の第三者に対抗することができないこと、④社債権者・質権者は、発行会社に対し、社債原簿に記載・記録されているその社債権者・質権者についての事項を証明した書面の交付を請求することができることなどを内容とするものとする。

(4) 社債に係る名義書換代理人

社債に係る名義書換代理人（商法 307 条 2 項、206 条 2 項）については、定款にこれを置く旨の定めがない場合であっても、業務執行機関の決定により、これを置くことができるものとする。

5 社債の銘柄統合

社債の銘柄統合（発行日等が異なる社債を 1 種類の社債として取り扱うこと）を可能とするための所要の規定の整備を行うものとする。

第 6 計算関係

1 財源規制を課す剰余金の分配の範囲

株主に対する金銭等の分配（現行の利益の配当、中間配当、資本及び準備金の減少に伴う払戻し）及び自己株式の有償取得を「剰余金の分配」として整理して、統一的に財源規制をかけるものとする。

(注 1) 次に掲げる場合における自己株式の取得については、財源規制をかけないものとする。

- ① 合併、分割及び営業全部の譲受けにより、相手方の有する自己の株式を取得する場合
- ② 合併、分割、株式交換、株式移転、営業譲渡及び営業譲受けの際の反対株主の買取請求に応じて買い受ける場合
- ③ 単元未満株主の買取請求に応じて買い受ける場合

(注 2) 株式会社が（注 1）②及び③以外の買取請求に応じて自己株式を買い受ける場合において、払い戻す額が剰余金を分配することができる額（以下「分配可能額」という。）を超えるときは、その超過額の弁済責任（過失責任）を、①払戻しをした取締役・執行役、②買取請求を発生させる行為をした取締役・執行役、③これらの行為を行うことに同意した取締役（これらの行為を行うことにつき取締役会の決議をした場合には、当該決議に賛成した取締役）に課すものとする。

(注 3) 商法 291 条は、削除するものとする。

(注4) 人的分割については、「物的分割+剩余金の分配」という構成とし、分割会社の株主に対して交付される財産が新設会社又は承継会社の株式（一株に満たない端数に相当する金銭を含む。）の場合については、剩余金分配に係る財源規制は課さないものとする。

2 財源規制における分配可能額の算定方法

(1) 分配可能額の計算方法

- ① 分配可能額については、現行法の実質を変更することなく、最終の貸借対照表上の留保利益等から最終の貸借対照表上の自己株式の価額等及び当期に分配した金銭等の価額（現に金銭等の分配又は自己株式の取得をした価額）を控除する方法で算定するよう規定を整理するものとする。
- ② 最終の決算期に係る貸借対照表から算出される分配可能額に、最終の決算期後その分配を行う時までの分配可能額の増減（金銭の分配、資本金の減少等による分配可能額の増減をいい、期間損益による変動は含まないものとする。）を反映させるものとする。

(2) 純資産額による制限

資本金の額にかかわらず、純資産額が300万円未満の場合には、剩余金があつてもこれを株主に分配することができないものとする。

(3) 期間損益の反映

期中において決算手続に準じた手続を行うことにより、分配可能額に、その時までの期間損益を反映させる制度を、設けるものとする。

3 剩余金分配に係る取締役等の責任

(1) 分配可能額を超えて剩余金の分配をした場合の責任

分配可能額を超えて剩余金の分配をした取締役又は執行役及び分配議案を作成した取締役又は執行役は、分配をした額について弁済責任を負うべきものとする。ただし、自己の無過失を立証すれば、責任を負わないものとする。

(注) 分配議案の株主総会への提出に同意した取締役及び取締役会の決議に賛成した取締役についても同様の取扱いをするものとし、これらの者は連帯債務者とするものとする。

(2) 責任の減免

- ① 分配額に係る弁済責任は、一部免除の対象とはならないものとする。
- ② 分配額に係る弁済責任のうち、分配可能額を超えて分配された部分については、株主全員の同意による免除を認めないものとする。

(3) 期末のてん補責任

① 期末のてん補責任を課さない分配

イ 定時総会の決議に基づく株主に対する金銭等の分配(4(3)①の定款の定めがあるときは、貸借対照表等の確定と同時に使う金銭等の分配)については、期末のてん補責任を課さないものとする。

ロ 資本金・準備金の減少の際に併せて剩余金を分配する場合において、分配額が減少額以下のときは、期末のてん補責任を課さないものとする。

② 期末のてん補責任の算定方法

てん補責任が課せられる剩余金の分配の範囲を、決算期から次の決算期までに行われたものとする現行制度を改め、決算の確定時から次の決算の確定時までに行われたものとする。

(注1) いわゆる「欠損」の判定については、最終の決算期後当該決算の確定時までの剩余金分配可能限度額の増減をも反映させるものとする。

(注2) 自己株式の取得に係る責任については、取得した額を弁済すべき額とするものとする。

4 剰余金分配手続

(1) 原則

株式会社は、いつでも、株主総会の決議によって、剩余金の分配を決定することができるものとする。

(注) 取締役会を設置する株式会社については、現行の中間配当に相当する制度も維持するものとする。

(2) 決議要件が加重される場合

① 現物配当

株主に対して金銭以外の財産の分配をする場合においては、株主からの請求があれば当該財産に代えてその財産の価額に相当する額の金銭を分配することとする場合を除き、株主総会の特別決議を要するものとする。

② 特定の者からの自己株式の有償取得

市場取引・公開買付け以外の方法により、特定の者から自己株式を有償取得する場合には、株主総会の特別決議を要するものとする。

(3) 取締役会の決議による株主に対する剩余金の分配

① 取締役会を設置する株式会社であって、会計監査人を設置し、かつ、取締役の任期をその選任後1年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時まで、とするもの(委員会等設置会社以外の株式会社にあっては、監査役会を設置し

たものに限る。) は、定款で剰余金の分配（特別決議を要するものとされる事項を除く。）を取締役会の決議をもって決定することができる旨を定めることができるるものとする。

(注) この定款の定めがある株式会社の営業報告書には、剰余金処分の理由その他法務省令に定める事項を記載しなければならないものとする。

② ①の定款の定めがある株式会社においては、定款で①により取締役会の決議をもって決定することができる事項を株主総会の決議によって決定することができない旨を定めることができるものとする。

5 資本の部の計数

(1) 資本の部の計数の変動手続

① 原則

株式会社は、いつでも、株主総会の決議によって、資本の部の計数を変動させることができるものとする。

(注1) 準備金の資本組入れについても、株主総会の普通決議を要するものとする。

(注2) 株主総会の普通決議により利益の準備金への計上を認めるものとする。

(注3) 4(3)①の定款の定めがある場合には、資本金及び準備金の増減（債権者保護手続を要しない準備金減少を除く。）以外の計数の変動を取締役会の決議をもって決定することができるものとし、4(3)②の定款の定めがある場合には、当該事項を株主総会の決議によって決定することができないものとする。

② 定時総会における資本金の減少の手続の特例

定時総会における資本金の減少であって、減少後なお分配可能な剰余金が生じないときは、その決議要件は、普通決議で足りるものとする。

(注1) 資本金を減少する場合には、資本金の準備金への計上を認めるものとする。

(注2) 定時総会における準備金の減少であって、減少後なお分配可能な剰余金が生じないときは、債権者保護手続を要しないものとする。

(2) 資本金・準備金の減少額の上限規制

株式会社の成立後に減少することができる資本金・準備金の額については、制限を設けないものとする。

(3) 資本金の組入れ額等

① 新株等の発行時における資本金に組み入れるべき額は、「発行価額」ではなく、「払込金額」を基準として算定するものとする。

② 準備金に積み立てるべきものについて、そのすべてを法律において限定列挙することはせず、省令に委任するものとする。

(注) 利益準備金と資本準備金とは、単に「準備金」として整理するものとし、現行の利益準備金の積立てに関しては、分配した剩余金の額の10分の1に相当する額又は資本金の額を4で除した額から準備金の額を控除した額のいずれか少ない額を積み立てるべきものとし、積立てに充てる原資は、分配する剩余金の原資の区分によるものとする。

6 その他

(1) 定時総会の開催時期

監査役、会計監査人等に貸借対照表等を提出してから一定期間を経過しなければ定時総会を開催することができないとする規制は、廃止するものとする。

(2) 取締役会の設置されていない株式会社の貸借対照表等

取締役会の設置されていない株式会社の貸借対照表及び損益計算書については、会計監査人を設置している場合であっても、株主総会の承認を要するものとする。

(3) 株主持分変動計算書

株式会社は、貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に加え、株主持分変動計算書を作成し、これらの書類（附属明細書を除く。）を株主に送付しなければならないものとする。

(注1) 利益処分又は損失処理に関する議案については、4(1)、5(1)①、6(4)等他の手続に吸収するものとし、会社法上は、特に規定しないものとする。

(注2) 現行有限会社法44条ノ2第2項（各社員に会計帳簿の閲覧等請求権を与えた場合における附属明細書の作成免除）に相当する制度は廃止するものとし、附属明細書の記載内容については、記載事項の合理化等所要の措置を講ずるものとする。

(4) 役員賞与

委員会等設置会社以外の株式会社におけるいわゆる「役員賞与」その他の取締役等に対して与える財産上の利益については、会計処理の在り方にかかわらず、株主総会の決議により定めるものとする。

(5) 決算公告

株式会社は、その規模及び選択した機関設計の在り方にかかわらず、決算公告をしなければならないものとする。

(注1) 損益計算書又はその要旨を公告しなければならない株式会社の範囲は、会計監査人を設置することが義務付けられる会社とするものとする。

(注2) 有価証券報告書を提出している株式会社であって、EDINET等において当該報告書が公開されている株式会社については、決算公告を要しないものとする。